

1. 適正譲渡の4つの柱

「適正譲渡」とは、単に譲渡数を増やすことではありません。譲渡を受けた市民がその猫を終生責任と愛情をもって飼養し、地域の模範的な飼い主となってくれること。ひいては愛護の精神が周知され、行政に持ち込まれる猫の数を減らし殺処分数の減少につなげることが目的です。そのための大事な柱は4つです。

① 収容される猫を減らす (蛇口をしめる)



現状では収容される猫の数が多すぎて、たとえ心身ともに健康な猫であっても譲渡対象にならないことも多くあります。
まずは、収容される猫の数を減らすこと「飼い猫の不妊手術の徹底」「室内飼いなど適正飼養の指導」「飼い主のいない猫対策」などの取り組みを進めることが「適正譲渡」を行う上で不可欠です。

② 適性ある猫を譲渡する



収容中、健康状態を良好に保ち、健康な猫を譲渡することを目標にしましょう。
子猫の場合は、家庭のペットとして飼いやすくなるよう収容期間中に社会化（人や環境にならす）をすることが大事です。成猫も健康で人なつこい性格であれば譲渡が可能です。

③ 猫の適正飼養者を増やす (飼い主教育)

譲渡希望者には、「不妊去勢手術」と「室内飼育」の2点を、重点的に伝えましょう。
犬と違って、その2点さえ守ってもらえれば、地域に迷惑をかけることは少なくなります。



④ 猫の不妊去勢手術を徹底する

譲渡された猫たちが、子猫を産んで、またセンターに持ち込まれる・・・この悪循環を断ち切ることが、適正譲渡の要です！



以上のようなポイントを理解せずに猫の譲渡事業をすすめると・・・



①

また子猫が保健所などに持ち込まれる！

～収容数、殺処分数の増加



②

不適正飼養者の増加

～「外飼い」「不妊去勢手術」を行わない



③

苦情が減らない！

～地域の環境の悪化